

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在の会社B（以下「事業場」という。）に雇用され、主にトラックやフォークリフトを用いて工場で生産された商品を運搬する業務に従事していた。
- 2 平成○年○月○日、被災者は出勤した後、運搬業務を行うためトラックの駐車場所まで徒歩で移動し、トラックに乗車して作業場所まで移動した。被災者が作業を開始しないことを不審に思った同僚がトラック車内を確認し、声をかけても応答がないことから救急要請した。被災者は、C病院へ救急搬送されたが、同日、死亡した。死体検案書によると、「直接死因：胸部大動脈解離」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行ったことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、E医師作成の平成○年○月○日付け意見書を始めとする各医学的資料を踏まえ、被災者は平成○年○月○日、「胸部大動脈解離」（以下「本件疾病」という。）を発症し、死亡に至った旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、D医師の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 被災者が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

- (4) 被災者の労働時間についてみると、審査官は、カード型タイムカードの読み取り機による機械管理を反映した「就業週報」及び各関係者の申述等を基に各日の勤務状況を精査の上、被災者の始業・終業時間、休憩時間等を推計し、労働時間を算定している。

なお、当該算定に当たっては、平成○年○月○日に被災者が受診した健康診断結果の個人台帳（以下「健診結果台帳」という。）及び各事業場関係者の申述並びに被災当時の被災者の同居者の申述等の各種資料から、被災者は、勤務

時間中、所定の休憩時間以外にも相当程度の喫煙をしていたことが推認されるものの、これに要する時間を労働時間から控除することなく、労働時間を算入しており、可能な限り被災者の労働時間が長くなるように労働時間をみた算定方法を採用している。

したがって、当審査会としても決定書理由に説示のとおり、審査官の労働時間の認定は妥当であると判断する。

(5) そこで、被災者の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、被災者は発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間をみると、発症前1か月の時間外労働時間数は38時間19分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は、55時間9分から66時間52分の範囲であり、いずれの期間も80時間には達しておらず、また、休日は1か月に4日ないし10日間確保されている。

さらに、被災者と同様の運搬業務を行っていた元同僚の申述及び被災後、課長として管理業務を行いながら、被災者の担当していた業務を併せてこなしている上司の申述からも明らかなように、被災者の業務内容は、精神的緊張を伴う業務とは認められず、また、当該運搬業務は工場と配送センター間の往復作業となるが、1往復ごとに両方の運搬先で他の労働者がフォークリフトを使用している間の待ち時間が10～30分程度生じ、1日の業務量が10～15往復であることを勘案すると、労働密度も高いとはいえず、そのほか業務の過重性を評価すべき特段の事情も認められない。

したがって、当審査会としても、被災者は発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認めないと判断する。

(7) 業務以外の要因についてみると、健診結果台帳によれば、被災者はほぼ毎日の飲酒習慣に加え、40年間にわたる1日30本の喫煙歴があり、また、「尿酸値」、「糖代謝」、「血压」及び「脂質代謝」の各検査項目において、一定の所見結果の記載が認められる。

(8) 以上のことからすると、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当する

ものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(9) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。